第7顯

概要版

西属市高齡省福祉計画

介護保險事業計画

 \bigcirc 平成 30(2018)年度 \blacktriangleright \blacktriangleright \blacktriangleright 平成 32(2020)年度



1

計画策定について

現在、我が国では加速度的に高齢者が増加しており、今後、平成 48(2036)年には「国民の3人に1人が高齢者」になるという推計も出されています。

進行する高齢化や核家族化による家族の介護機能の低下等に対応するため、平成 12(2000)年に介護保険制度が開始され、高齢期の市民を支える制度として浸透・定着してきました。しかし、要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担等の課題は未だ山積しており、今後、介護保険制度を長期的に運営し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することが重要です。

また、現在本市では住宅・医療・介護・予防・生活支援が身近な地域で包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めており、今後、一層の充実を図るとともに、高齢者を含めたあらゆる住民が、より地域の中で活躍できるよう促す必要があります。

以上のことを踏まえ、「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

計画の位置付けと期間

本計画は「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」からなり、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき策定します。

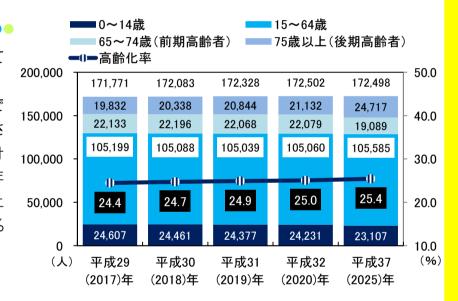
また、本計画の期間は平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までの3年間としますが、団塊の世代のすべての人が 75 歳以上の高齢者となる平成 37 (2025) 年を見据え、中長期的に計画を定めます。

平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	平成 32 (2020)年	平成 33 (2021)年	平成 34 (2022)年	平成 35 (2023)年	平成 36 (2024)年	平成 37 (2025)年	平成 38 (2026)年
第7期(本計画)								
				第8期				
							第9期	

本市の人口推計

年齢別人口の推移・推計

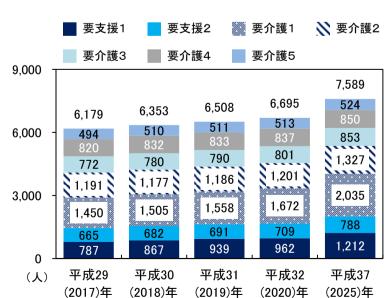
本市の人口は増加しながら推移しており、平成29(2017)年は171,771人となっています。また、今後本市では高齢者の増加が進んでいくと推計されています。高齢化率は、本計画の計画最終年となる平成32(2020)年には25.0%、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には25.4%まで上昇すると推計されています。



認定者の推移・推計

要支援・要介護認定者数は、平成 29 (2017)年時点で 6,179 人となって います。

将来の要介護認定者数を推計すると、 認定者は今後も増加を続け、平成 32 (2020)年には6,695人、平成37 (2025)年には7,589人まで増加す ると推計されています。



地域で交え合い祭餌あめれるまち西尾

本市は、海から山まで、地域ごとに様々な特性を有しており、地域の特色を活かしたまちづくりが進められてきました。また、持ち家に住んでいる世帯の割合が県内でも高く、住み慣れた自宅や地域の中で暮らし続けることができる環境を有しています。

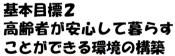
すべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して生活を送ることができる、そんな「地域で支え合い 笑顔あふれるまち 西尾」をめざした取り組みを進めていきます。

また、この基本理念の実現に向けて、7つの目標(基本目標)に基づいた取り組みを進めていきます。

















基本目標6 介護サービスの 適正整備





^{歴の日保**る** 認知症施策の充実と高齢 者の権利擁護の推進}



基本目標<mark>5</mark> 地域包括ケアシステム の発展

基本目標4 安心して利用 できるサービス 提供体制の構築

2 施策の推進

基本目標1 健康づくりと生きがい対策の推進

高齢期となる前からの健康増進を促進するため、早期からの健康づくりを推進するとともに、要支援・要介護認定の軽減や重度化の抑制のため、介護予防事業の充実・強化に当たります。さらに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくり等の地域活動を含めた幅広い社会参加や多様な交流の場の整備を進めます。

(1)健康づくりの推進

(2)介護予防事業の推進

- ✓介護予防把握事業 ✓介護予防普及啓発事業 ✓地域介護予防活動支援事業
- ✓一般介護予防事業評価事業 ✓地域リハビリテーション活動支援事業
- ✓介護予防・生活支援サービス提供体制の整備 ✓介護予防・日常生活支援総合事業の整備
- ✓ 訪問型・通所型緩和サービスの充実 ✓ 生活支援ボランティアの発掘と養成 ✓ 高齢者生活支援の体制づくり

(3) 生きがいづくりの推進

基本目標2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

住宅や公共施設、交通機関による移動等、生活環境のあらゆる場面における安心のためのまちづくりを推進します。特に、高齢者の居住については、安定した居住の確保を図るため、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。また、安心して地域の中で生活できるよう、生活支援サービスの充実や緊急時における高齢者の安全確保を推進します。

(1) 人にやさしいまちづくり

✓公共交通機関の整備・充実

(2) 高齢者の住まいの安定

✓住宅改修費助成 ✓高齢者向け市営住宅 ✓サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

✓養護老人ホーム ✓生活支援ハウス

(3) 在宅生活の支援の充実

✓配食サービス ✓緊急通報システムの設置 ✓高齢者タクシー利用支援事業

✓介護保険利用者への助成 ✓住宅用火災警報器設置 ✓家具転倒防止金具(器具)の取り付け

(4)災害等緊急時における体制の強化

✓ 防犯・防災体制の整備

基本目標3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

国の「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」を踏まえ、認知症についての正しい理解 を進めた上で、予防や効果的な施策推進を図ります。また、個人の意思が尊重された暮らしのため、 高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた支援体制を充実させます。

(1)認知症施策の充実

- ✓認知症に関する普及啓発 ✓若年性認知症についての啓発 ✓認知症予防事業
- ✓ 認知症高齢者対策の体制整備 ✓ 認知症ケアパスの整備 ✓ グループホームの整備

(2)地域における認知症施策の充実

- ✓ 認知症カフェの開催 ✓ 認知症介護家族教室
- ✓認知症介護家族交流会 ✓西尾市高齢者おかえりネットワーク



✔ 高齢者虐待防止対策ネットワーク ✔ 成年後見制度等利用支援事業 ✔ 介護相談員派遣事業



基本目標 4 安心して利用できるサービス提供体制の構築

持続可能な介護保険事業及び「介護離職ゼロ」に向け、必要な給付を適正に提供し、市内すべて の高齢者や介護者が安心してサービスを利用できる体制を構築します。また、そのためにサービス 提供に携わる人材の養成・確保とともに、「地域共生社会」の実現に向け、市民活動団体や高齢者 白身への啓発や養成も推進します。

(1)介護保険サービスの運営強化

✓要介護認定の適正化 ✓ケアプランの点検 ✓縦覧点検及び医療情報との突合 ✓住宅改修等の点検

- ✓介護給付費の通知 ✓事業者のサービス提供の適正化 ✓事業者情報の開示
- ✓ 苦情対応・解決のための体制 ✓ 居宅介護支援事業所の事業所指定

(2) 家族介護者支援の推進

- ✓ おむつ支給 ✓ 家族介護慰労金の支給
- (3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保
- ✓ 人材確保に向けた連携 ✓ 人材確保に向けた補助金の活用
- ✓専門研修の実施

(4)佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

✓佐久島いきいきサービス ✓渡船運賃の助成



基本目標 5 地域包括ケアシステムの発展

平成 37(2025) 年を見据え、各圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを段階的に発展 させることをめざし、地域包括支援センターの機能強化に向けた地域ケア会議の充実や在宅医療・ 介護連携の推進等を図ります。

(1) 地域包括支援センター 機能の強化

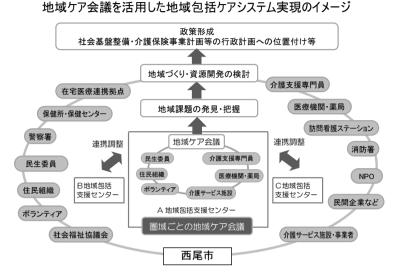
- ••••••••••• ✓ 地域包括ケアの中心拠点としての活動
- ✓総合相談 /権利擁護
- ✓ 包括的・継続的ケアマネジメント
- ✔ 介護予防ケアマネジメント
- ✓ 地域ケア会議の推進

(2)地域での見守り体制の強化

✓ シルバーカード

(3) 在宅医療・介護連携の推進

✓ 在宅医療・介護サービスの拡大 ✓ かかりつけ医等の啓発



基本目標6 介護サービスの適正整備

地域包括ケアみえる化システム等を用いて介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保 険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、サービスの提供体制整備を図ります。

また、「共牛型サービス」といった新しいサービス提供についても、障害担当課と検討を進めて いきます。

基本目標7 介護保険料の設定

介護保険料は、介護保険事業費を所得段階別の被保険者数で割って算出します。

介護保険事業費とは、介護給付(要介護認定者に対するサービス)と予防給付(要支援認定者に 対するサービス)の合計である総給付費に、地域支援事業(高齢者が地域の中で自立した日常生活 を送れるように支援する事業)費など、諸経費を加算したものです。

介護保険事業費

	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
介護保険事業費	10,909,029 千円	11,442,186 千円	12,063,596 千円	13,946,750 千円

介護保険料の基準額

第7期計画では、所得段階を第6期と同様に13段階としますが、割合を見直すことで、所得状況に応じた負担となるよう配慮します。なお、所得段階第1段階については、保険料とは別枠で公費を投入することで、負担割合を「0.45」から「0.40」へと引き下げています。

所得段階	対象者	割合	年間保険料額
	生活保護を受給している人		
第1段階	世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額	24.060 [
	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金	×0.40	24,960 円
	額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金		40,560 円
	額の合計が80万円を超え120万円以下の人	×0.65	40,560円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金		43,680円
	額の合計が 120 万円を超える人		
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、	基準額	56,160円
	公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90	
华口印	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、	基準額	62.400 III
第5段階	公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×1.00 62,400 F	
7/7 C CO.DEK	ナーがキロ科部科索・人計で組入館が120 下四十港の上	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	×1.15	
笠っ 卯����	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上	基準額	78,000 円
第7段階	200 万円未満の人	×1.25	/8,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上	基準額	02 600 III
	300 万円未満の人	×1.50 93,600 ₽	
笠 0 500比	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上	基準額	99,840円
第9段階	350 万円未満の人	×1.60	
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上	基準額	106 000 E
	500 万円未満の人	×1.70 106,080 円	
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上	基準額	112,320円
	800 万円未満の人	×1.80	
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上	基準額	124 900 ⊞
	1,000 万円未満の人	×2.00 124,800円	
笋 10 砂飐	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人		156,000円
第 13 段階			

平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までの保険料基準額を月額 5,200 円とします。

第1号被保険者 保険料基準額 月額 5,200 円 (年間 62,400 円)

日常生活圏域の状況

本市における日常生活圏域は、地理的・歴史的条件、市民の生活形態、交通網、旧行政区、公共施設の位置、面積等を踏まえ、総合的に勘案して4圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



■日常生活圏域及び地域包括支援センター

圏域名	名称・所在地	担当地区名	
西尾北部	西尾市地域包括支援センター東部・八ツ面	八ツ面、三和	
	花ノ木町2丁目1(西尾市総合福祉センター内)	室場	
	西尾市地域包括支援センター西尾	西尾、花ノ木	
	寄住町洲田18(西尾老人保健施設内)	日七、ルノハ	
	西尾市地域包括支援センター鶴城	鶴城、米津	
	桜町4丁目31(米津老人保健施設内)	西野町	
	西尾市地域包括支援センター平坂	平坂、矢田	
西尾南部	和泉町22(西尾病院内)	中畑	
四佬用品	西尾市地域包括支援センター寺津福地	寺津、福地南部	
	平口町大溝77(特別養護老人ホームせんねん村内)	福地北部	
一色	西尾市地域包括支援センター一色	一色	
	一色町前野新田48-3(西尾市一色老人福祉センター内)		
	西尾市地域包括支援センター吉良幡豆		
吉良幡豆	吉良町寺嶋御手洗31-2	吉良、幡豆	

第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)年3月)

編集:西尾市 健康福祉部 長寿課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地 電話: (0563)56-2111(代) FAX: (0563)64-0995